

定款

合同会社琉球

定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、合同会社琉球と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
3. 児童福祉法に基づく児童発達支援事業及び放課後デイサービス事業
4. 前各号に付帯する一切の事業及び業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を名護市に置く。

(広告の方法)

第4条 当社の広告は官報に掲載してする。

第2章 社員及び出資

(社員の指名、住所、出資及び責任)

第5条 当社の社員の氏名及び住所並びに出資の目的及びその価格又は評価の標準は次のとおりである、社員の全員を有限責任社員とする。

沖縄県名護市字汀間139番地

社員 屋我 辰也

出資金額 金2,000,000円

第3章 業務の執行及び会社の代表

(業務執行)

第6条 当会社の業務は、業務執行社員がこれを執行するものとする。

2 当会社の業務執行社員は、下記の者とする。

社員 屋我 辰也

3 業務執行は、業務執行社員の過半数をもって決定する。

4 前項の規定にかかわらず、常務は、業務執行社員が単独で行いことが出来る。ただし、その完了前にほかの社員が異議を述べた場合、この限りでない。

(代表社員)

第7条 当会社の代表は、業務執行社員の互選によりこれを定める。

第4章 社員の加入及び退社

(社員の加入)

第8条 新たに社員を加入させるためには、総社員の同意によって定款を変更しなければならない。

(任意退社)

第9条 各社員は、事業年度の終了の時に於いて退社をすることができる。

この場合においては、各社員は、2カ月前までに当会社に退社の予告をしなければならない。

2 前項の規定に関わらず、各社員は、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

(法定退社等)

第10条 各社員は、会社法第607条第1項に定める事由により、退社する。

2 社員が死亡した場合又は合併により消滅した場合は、党外社員の相続人その他の一般承継人は、当該社員の持分を承継しない。ただし、当該社員の持分払い戻し請求権を取得した相続人は、所得した権利の割合に応じて、払戻しを受けることができる。

第5章 計 算

(事業年度)

第11条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第6章 附 則

(定款に定めのない事項)

第12条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の規定による。

以上、合同会社の琉球の設立に際し、設立時社員屋我辰也の定款作成代理人である行政士梶浦潮、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和5年3月13日

有限責任社員 屋我 辰也

上記社員屋我辰也の定款作成代理人

愛知県名古屋市中区錦二丁目13番19号

瀧定名古屋ビル7階

行政書士 梶浦 潮

登録番号 第22190061号